

リコール情報の周知に向けた取組の強化について

リコール情報の周知に向けた経済産業省の取組

製造・輸入事業者

- 事業者個別ヒアリングを実施して効果的なリコール対策の検討を指導
- リコール未対策品の重大製品事故が再発した製品について、事業者の取組等の再点検を実施（H25.2月）
- 再点検の結果を踏まえ、リコール未対策品の重大製品事故が発生した全ての事業者に対して効果的な追加対策の検討を要請（H25.4月）
- 事故発生頻度が高い製品、進捗率が向上しない製品等の事業者を優先に、追加対策のフォローアップを実施。

流通事業者

- 経済産業省と流通事業者団体との間でリコール協力体制を構築し、流通事業者経由でリコール情報を消費者に周知
- リコール協力を含む自主的取組を促進させるため「製品安全に関する流通事業者向けガイド」を作成・公表（H25.7月）
- 製品安全の取組を促進させるため、流通事業者向けの製品安全セミナーを開催（H25.12月以降、随時開催）
- 製品安全優良企業表彰制度において、積極的に製品安全に取り組んでいる流通事業者を表彰し、その好取組を紹介。

消費者

- 経済産業省に報告があったリコール情報のうち、重大製品事故契機のリコール情報をプレス公表し注意喚起を実施
- 新聞、テレビ等の各種メディアや政府広報等を活用してリコール情報を発信
- NITEと連携し、リコール製品の注意喚起チラシ等を作成しHPに掲載・周知
- リコール情報へのアクセス向上を図るため、注意喚起チラシやポスター等にQRコードを掲載。
- 製品安全総点検週間等のイベント、セミナーを通じたリコール情報の周知

事業者、消費者に期待される取組

- 製品特性や使用者層、使用地域等を踏まえた効果的なリコールの追加対策を実施。（以下、好取組事例）

- ① ガス販売事業者の協力を得て設置リストを入手し、設置先を確認【ガスバーナー式ふろがま】
- ② 販売、修理業者等に対する情報提供料を増額【石油ふろがま】
- ③ 映像・音楽再生管理専用ソフトを活用した告知を開始【携帯型音楽プレーヤー】
- ④ 大手家電販売事業者の顧客リストを活用した周知（DM、電話等）【電気洗濯乾燥機、電気冷蔵庫】

- 製造・輸入事業者が行うリコール対策に積極的に協力し、リコール情報を消費者に周知（顧客情報を活用したダイレクトメール、Eメール等送付、電話連絡、店頭ポスターの掲示、ホームページに告知等）
- 流通事業者団体において、業界の特色（販売形態、取扱製品、事業規模等）を踏まえつつ、ガイドを参考に製品安全に関する業界指針やガイドライン等を作成
- 表彰企業の好取組事例を参考に、リコール協力を想定した社内体制やマニュアル等の整備 等

- 政府ウェブサイトやメーカーのホームページ等でリコール対象製品がないか調べる。
- リコール情報を入手又はリコール製品を発見したら、使用を中止する。
- リコール情報を入手又はリコール製品を発見したら、メーカーや販売店に連絡して回収、修理等を依頼する。



リコール情報の周知・リコール製品の回収率向上